別記様式第１号(第３条関係)

年　　月　　日

　京丹後市長　　　　様

申請者　　　　氏名　　　　　　　　　　印

(法定代理人(注)　氏名　　　　　　　　　　印　)

土木技術職員等修学資金貸与申請書

　京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例（令和５年京丹後市条例第１１号。以下「条例」という。）に基づく修学資金の貸与を受けたいので、同条例施行規則（令和５年京丹後市規則第３１号。以下「規則」という。）第３条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | | | | | |
| 氏名 | 印 | 生年月日 | | 年　　月　　日 | |
| 住所 | 郵便番号(　　　―　　　　)  電話番号　　　　(　　)  携帯電話　　　　(　　) | | | | |
| その他の連絡先 | 郵便番号(　　　―　　　　)  電話番号　　　　(　　) | | | | |
| 貸与月額 | 円 | 貸与総額 | | 円 | |
| 貸与期間 |  | | | | |
| 在学している学校名・学部等 | 学校名・学部等  所在地  (入学年月日　年　月　日)(卒業(修了)予定年月日　年　月　日) | | | | |
| 連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注） | | | | | |
| 氏名 | 印 | | 申請者との続柄 | |  |
| 職業・勤務先 |  | | | | |
| 住所 | 郵便番号(　　　―　　　　)  電話番号　　　　(　　)  携帯電話　　　　(　　) | | | | |
| 連帯保証人 | | | | | |
| 氏名 | 印 | | 申請者との続柄 | |  |
| 職業・勤務先 |  | | | | |
| 住所 | 郵便番号(　　　―　　　　)  電話番号　　　　(　　)  携帯電話　　　　(　　) | | | | |

(注1)　申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し押印すること。

(注2)　連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯の者とすること。

(裏面)

特約事項

　(遅延利息)

第1条　条例第３条に規定する修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに返還すべき当該修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の額に、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から当該修学資金を返還した日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の規定による法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

２　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

　(連帯保証人)

第2条　連帯保証人は、この申請に基づく借受者の市に対する一切の債務について借受者と連帯して保証するものとする。

2　市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3　借受者は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4　前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

　（連帯保証人への情報提供）

第2条の2　借受者は、自身の財産及び収支状況や、他の債務の有無、その債務の額や履行状況等を連帯保証人に情報を提供すること。

　(変更届の提出)

第3条　借受者及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

　(申請内容等の調査)

第4条　借受者及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

　(1)　市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

　(2)　市町村、借受者若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

　(3)　市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

　(期限の利益の喪失)

第5条　借受者は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

　(1)　破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

　(2)　修学資金等以外の借受者の債務につき、次の事由があった場合

　　ア　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

　　イ　仮差押えその他の保全措置

　　ウ　強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

　(3)　借受者が月賦、半年賦又は一括払償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

　(4)　借受者が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

　(5)　前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

　（公正証書の作成）

第6条　借受者及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、市長の請求により、借受者及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

2　前項の公正証書の作成に要する費用は、借受者の負担とする。

　(合意管轄)

第7条　修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

　上記特約事項並びに京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例及び京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

　また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとすることについても併せて同意します。

年　　月　　日　　　申請者　　　氏名　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日　　　法定代理人　氏名　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日　　　連帯保証人　氏名　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日　　　連帯保証人　氏名　　　　　　　　　　　印